

審 議 票

R4. 4. 27

IV-3

審議項目	審議会の役割		
関係規定	現行条例		新法
	審議会条例 第1条 個人情報保護条例 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第11条		第129条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	- 各意見聴取手続（各制限の例外事由適用に関するもの） - 個人情報取扱事務の届出に係る報告等	審議会への諮問	—
新条例への規定の可否	- 条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。（新法第129条） - 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とすることは、条例に定めることができないと考えられる。 - 団体内部の手続に関する規律で、個人情報保護やデータの流通に直接影響を与えない事項については、条例に規定できると考えられる。		

※ 関係規定は、別紙参照

項 目 と 論 点	1 諮問, 意見聴取, 報告等	① 諮問すべき事項 ② 現行の意見聴取手続に代わる関与の方法（審議票 Ⅱ-2 , Ⅱ-3 , Ⅱ-4 , Ⅳ-1 にも記載あり） ③ 報告等の在り方
	2 組織, 運営等	① 組織, 運営等について留意すべき事項

考 え 方 （ 案 ）	＜1について＞
	① 諮問の根拠規定が新法第129条となっても、引き続き、「個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善」について諮問することになると考えている。（新法第129条の諮問に応じることを審議会条例に規定する。） ② 現行のような事前の意見聴取手続はなくなるが、個別ケースの判断をする際に必要に応じて審議会に意見を聴くことができる仕組みや、本市における制度の運用状況（法の施行状況）を審議会に報告する仕組みを設けたい。（前者は審議会条例の運用で対応し、後者は新条例に規定することを想定している。） ③ ②の制度の運用状況（法の施行状況）の報告では、個人情報ファイルの保有等の状況、開示請求等の処理状況、審査請求の処理状況、匿名加工情報の提供制度の運用状況、漏えい等の発生状況などについて報告することを想定している。 ④ ③の個人情報ファイルの保有等の状況の報告に、次の事項を含めることを検討している。 - 新たな要配慮個人情報（及び条例要配慮個人情報）の取扱いの状況 - 新たな目的外利用・提供の状況（新法第69条第2項の「相当の理由」又は「特別の理由」があると判断したもの） など

主な意見	＜全体について＞
	○ 審議会への報告は、第三者機関に意見を求める側面と市民への情報公開の側面がある。市から直接公表する手法もあるが、審議会への報告によりオープンにしていけることがふさわしい事項もあり、このあたりも踏まえて新しい役割を定義してほしい。

審 議 票

- 審議会への報告を形骸化させず、しっかりとしたチェック機能が果たせるような報告方法や内部ルールを整備を検討されたい。
- 審議会への事前の意見聴取については、基準や根拠があいまいな中で対応していると手続自体が形骸化若しくは衰退が危惧されるため、明文化しておくことを検討してはどうか。

（考え方（案）の是非に関する意見の状況）

上記意見が付加されたほかは、考え方（案）に対する異論はなかった。